

南部町・南部川村合併協議会会議傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、南部町・南部川村合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、20人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、南部町・南部川村合併協議会会議傍聴人受付簿（様式第1号）に、住所及び氏名を記入の上、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項に定める定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを議長に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、その他危険な物を携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （5）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）会場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- （2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- （3）はち巻き、腕章（報道関係者等である旨を表示する腕章を除く。）の類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) 携帯電話の電源を入れないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、南部町・南部川村合併協議会会議運営規程第 2 条第 1 項ただし書の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 月 日から施行する。